

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）**

- 一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。
- 二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十二・五とすることとした。

- 三 費用弁償として支給する旅費について、職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。

- 四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二及び三については、令和七年四月一日から施行することとした。

- 五 一については、令和六年十二月一日から適用することとした。

● **もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部を改正する条例（条例第三十号）**

- 一 基本理念に、県民等による地域における創意工夫を生かした主体的な取組の継続的な創出を追加することとした。

- 二 県民、観光事業者及び観光関係団体の役割に、観光資源の発掘、活用、維持及び保存を追加することとした。

- 三 観光振興基本方針に、持続可能な観光地域づくりの促進、外国からの観光旅行者の誘致を図るための広報宣伝の適切な実施等を追加することとした。

- 四 その他所要の改正を行うこととした。

- 五 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）**

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 二 その他所要の整理を行うこととした。

- 三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。